議 案 第 + 号

東 京 二 + Ξ X 清 掃 協 議 会 規 約 の 変 更 に つ l١ て

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 八 年 月 + 日

提 出 者

長

宏

杉 亚 X

Щ

田

東 京 二 +Ξ X 清 掃 協 議 会 規 約 の 変 更 に つ ١J

て

東 京 + $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ $\overline{\mathbf{X}}$ 清 掃 協 議 会 規 約 $\overline{}$ 平 成 + 年 兀 月 日 東 京 都 知 事 届 出 の 部 を 次 の ょ う

に 変 更 す る

 \neg

関 す 第 Ξ 条 第 項 中 次 に 掲 げ る 事 務 _ を 廃 棄 物 の 収 集 及 び 運 搬 に 係 る 請 負 契 約 の

_

締

結

に

る 事 務 _ に 改 め 同 項 に 次 の た だ L 書 を 加 え る。

た だ U 関 係 寸 体 に ょ IJ 管 理 し 及 び 執 行 す る ことと な つ た 事 務 を 除 **<**

Ξ 条 第 項 各 号 を 削 IJ 同 条 第 項 中 _ 次 に 掲 げ る _ を 前 項 に 規 定 す る に 改 め

同 項 各 号 を 削 る

第

附 則

こ の 規 約 は 平 成 + 八 年 四 月 — 日 か

5

施

行

す

る。

提 案 理 由

方 自 京二十三区 治 法 昭 和二十二年 法 律 第 六 + 七 号) 第 二 百 五 十二条 の 六 の 規 定 に 基 づ き、、 議 決

地

東

清

掃 協 議 会

の

担

任

す

る

事

務 に

関

し、

規

約 の

部

変 更

に つ

١J τ

協

議 す る

た

め、

を

経 る 必 要 が あ る。

る。	務の管理及び執行に関して連絡調整を図	2 協議会は、前項に規定する関係団体の事							こととなった事務を除く。	だし、関係団体により管理し及び執行する	結に関する事務を管理し及び執行する。た	廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締	第三条 協議会は、関係団体の事務のうち、	(協議会の担任する事務)	新 規 約
る 。	務の管理及び	2 協議会は、	の締結に関	二廃棄物の	に関する事	並びに許可	業の許可及	一一般廃棄				次に掲げる事	第三条 協議会	(協議会の担任	H
	び執行に関して連	次に掲げる	する事務	収集及び運搬に	務	及び登録に係	び浄化槽保守点	物処理業の許可			を管理し及び	務	は、関係団体の	上する事務)	規
;	連絡調整を図	関係団体の事		に係る請負契約		る手数料の徴収	応検業者の登録	7、浄化槽清掃			び執行する。		事務のうち、		約

般廃 棄物処理計 画 及び分別収

集計

画

の 策定に 関 する 事 務

廃 棄 物 の 収 集及び運 搬に係る作業計画

O策定 12 関 す る 事 務

三 大規 模 排 出 事 業者に 関する事 対する排出指 務

そ

四 適 Œ 処 理 困 難物 の指定その他適正

処理

0

他

排

出

K

係る

指

導

に

に 翼 す る事 務

正 直 営 清掃 車両

的

対

応

の 仕様その 他 統

要 j

が 必 な事 項 12 関 ,る事務

必要と認 め る事務 籿

前各

号に掲げるも

の

の ほ カユ 協議会が

- 2 -